



日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 殿

令和7年2月10日

全国青年税理士連盟

会長 高橋 紀充

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10 下田ビル 7F

電話 03-3354-4162



「令和8年度税制改正に関する要望書」の提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、当連盟では国民のための租税制度の改善を目的として「あるべき租税制度」を検討し、その結果として、令和8年度税制改正に関する要望書について別紙の通り取りまとめました。

つきましては、要望書の趣旨をご理解いただき、貴会が税理士法第49条の11「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」の規定に基づいて、財務省、国税庁、総務省、中小企業庁等に対して行う「税制改正の建議」に際し、十分に取り入れられるよう要望します。

敬具

全国青年税理士連盟



令和7年2月10日

令和8年度 税制改正に関する要望書

全国青年税理士連盟

目 次

I	はじめに	1
II	税制に対する基本的な視点	2
III	重要税制改正要望項目	5
	【消費税】	5
	1. 消費税率を引き下げること（継続・一部修正）	5
	2. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を即刻廃止すること（継続・一部追加）	6
	3. 小規模事業者に係る納税義務の免除（事業者免税点制度）の廃止と共に小規模事業者の選択による申告不要制度を創設すること（継続）	7
	4. 消費税の複数税率制度を廃止すること（継続）	7
	【国税通則法・納税環境整備】	7
	5. 納税者権利憲章を制定し、かつ、国税通則法の目的規定を見直すこと（継続）	7
	【所得税】	8
	6. 基礎的人的控除額を逡減・消失させないこと（継続）	8
	7. 年少扶養控除制度の復活及び基礎的人的控除額を引上げること（継続・追加）	8
	【災害対応税制】	9
	8. 大規模災害時における災害税制を整備すること（継続）	9
	【共通事項・その他】	9
	9. 電子取引の取引情報について、従前通りの出力した書面による保存を認めること（継続）	9
	10. 租税特別措置法を適切に改廃すること（継続）	10
IV	今後の税制改正についての基本的な考え方	11
V	税制改正要望項目	15
	【所得税】	15
	11. 金融所得を新設し、分離課税での累進税率の適用とすること（継続・一部修正）	

.....	15
12. 現行の所得区分を見直すこと（継続）	15
13. 年末調整制度を廃止すること（継続）	16
14. 基礎的人的控除の引上げを前提に給与所得控除を適正に見直すこと（継続）	16
15. 基礎的人的控除の引上げを前提に公的年金等控除を縮小すること（継続） .	17
16. 雑損控除は最後に行うこと（継続）	17
17. 親族に対する必要経費の特例等の要件を見直し、青色事業専従者給与の届出制 度を廃止すること（継続）	17
18. 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること（継続）	18
19. 純損失の繰戻し還付制度及び繰越控除制度を拡充すること（継続）	18
20. 復興特別所得税を廃止すること（継続）	19
21. 納税者が死亡した場合の確定申告書の提出期限を延長すること（継続） ...	19
22. 相続の承認に係る期限の伸長が申述されたときは、所得税法及び相続税法にお ける「相続の開始があったことを知った日」を「その伸長された相続承認期限 の末日」とすること（新規）	19
23. 青色申告承認申請書の提出期限を緩和すること（継続）	20
24. 源泉所得税の納期の特例について申請時の遡及適用を認めること（継続） .	21
25. 役員等への社宅について課税の適正化を図ること（継続）	21
26. 財産債務調書の提出制度を廃止すること（継続）	21
27. 非居住者に対する源泉徴収制度について、納税者の関知が困難な場合の源泉徴 収義務者の保護措置を講ずること（継続）	22
28. 医療費控除を段階的に縮小すること（新規）	22
29. 所得税の確定申告期限を延長すること（新規）	23
【法人税】	23
30. 役員給与について原則損金算入とすること（継続）	23
31. 繰越欠損金の使用制限を廃止すること（継続）	23
32. 設立時の青色申告の承認申請書の提出期限を当期の申告書の提出期限とするこ と（継続・一部修正）	24
33. 交際費等は原則全額損金算入とすること（継続・一部修正）	24
34. 経済実態に即した貸倒処理を認め、要件を明確化すること（継続）	24
35. 適用額明細書の添付を法人税関係特別措置の適用要件としないこと（継続）	25
36. 法人税の申告期限を各事業年度終了の日の翌日から3月以内とすること（継続）	25

37. 賃上げ促進税制の適用要件及び特殊関係者における親族の範囲を見直し、制度を簡素化すること（新規）	26
38. 地方法人税においても外国税額控除の繰越制度を設けること（新規）	26
39. 登記事項と重なる異動情報については法人の異動届出書の提出を不要とすること（新規）	27
【消費税】	27
40. 簡易課税制度を見直すこと（継続・一部修正）	27
41. 社会政策上非課税取引とされているものについて、原則免税（0%課税）とすること（修正）	27
42. 仕入税額控除の要件となっている帳簿の記載要件を緩和すること（継続）	28
43. 一括比例配分方式の2年継続適用規定を廃止すること（継続・一部修正）	28
44. 一定の届出書等の提出期限を前課税期間の申告書の提出期限とすること（継続・一部修正）	29
【相続税】	29
45. 遺言執行費用の相続財産からの控除を認めること（継続）	29
46. 連帯納付義務を廃止すること（継続）	29
47. 直系尊属から結婚・子育て資金及び教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等は廃止すること（継続）	30
48. 役員からの借入による貸付債権の評価基準を担税力に見合った評価になるよう新たな基準を設けること（継続）	30
49. 相続時精算課税に係る土地又は建物が災害を受けた場合の価額の特例について、対象資産に災害によって一定の被害を受けたすべての資産を含めること（継続）	30
50. 未成年者控除の対象年齢の引上げを行うこと（継続）	30
51. 生前贈与加算対象財産からも債務控除を可能にすること（継続・一部修正）	31
【地方税】	31
52. 個人住民税の基礎控除額を所得税と同一にすること（継続・一部修正）	31
53. 個人事業税はすべての事業を課税客体とすること（継続・一部修正）	31
54. 事業所税を廃止すること（継続・一部修正）	32
55. 個人住民税に関しても、所得税と同様に少額所得を申告不要とする制度を創設すること（継続）	32
56. 法人事業税及び法人住民税についても、中小法人に対する欠損金の繰戻し還付を認めること（継続）	32
57. 所得税額控除の適用を受けなかった所得税等について、法人事業税においても	

損金算入を認めること（継続）	33
58. 償却資産に係る固定資産税における免税点方式の変更及び課税対象を見直すこと（継続）	33
59. 個人事業税における事業主控除の金額を引き上げること（新規）	33
60. 償却資産税の計算において個人事業者が所有する事業用資産については、事業供用割合等を乗じた後の金額を課税標準額とすること（新規）	34
【国税通則法・納税環境整備】	34
61. 「任意調査」においては例外なく書面で事前通知を行うこととすること（継続・一部修正）	34
62. 調査終了時に修正申告等の勧奨を行うことができることとする規定を削除すること（継続）	34
63. 租税救済制度の検討と整備をすること（継続・一部修正）	35
64. 国税犯則取締法と国税通則法は別の法律とすること（継続）	35
65. 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業者を加えること（新規）	36
【共通事項・その他】	36
66. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること（継続）	36
67. B E P S 行動計画 12「タックスプランニングの義務的開示制度」については、日本の納税者の経済活動の実態を踏まえて、慎重に検討すべきである（継続）	37
68. ふるさと納税を廃止すること（継続）	37
69. 印紙税を廃止すること（継続・一部修正）	37
70. e-Tax に接続障害が生じた場合の法整備をすること（継続）	38
71. 社会保障・税番号制度の利用には慎重を期すこと（継続）	38

《凡 例》

法令等の略称表示は、次による。

「通法」	国税通則法
「徴法」	国税徴収法
「所法」	所得税法
「法法」	法人税法
「相法」	相続税法
「消法」	消費税法
「印紙法」	印紙税法
「地方法」	地方税法
「措法」	租税特別措置法
「免法」	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
「震災特例法」	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
「租特透明化法」	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
「相令」	相続税法施行令
「地方令」	地方税法施行令
「所基通」	所得税基本通達
「法基通」	法人税基本通達
「相基通」	相続税法基本通達
「電帳法」	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
「番号法」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
「国送金法」	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

I はじめに

税理士は税理士法第1条において、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応えることを使命としている。

納税者の信頼に応えるためには税理士が、手続面や計算面において、その手腕を振るうことは重要ではあるが、それでは個別の納税者の信頼には応えることができて、納税者全体の信頼に応えたとは言えない。納税者全体の信頼に応えるには、税理士は積極的に租税法令の構築に携わることが求められる。租税法及び租税法理論に精通した税理士の集団である税理士会に対して、いわゆる建議権（税理士法第49条の11）が付与されているのは、税理士法第1条の使命条項を確認しているからこそである。

この建議権は税理士個人に与えられているものではなく、税理士会に付与されている。そこで当該権利を有効に活用するため、日本税理士会連合会（以下、「日税連」とする）としては広く会員から意見の聴取を行った上で建議書の作成に当たるべきである。

当連盟は、国民主権・基本的人権・恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護を目指して活動しており、国民のための租税制度の改善をその目的としている。また、青年税理士の団体として、我が国の将来を見据えた「あるべき租税制度」の確立を目指している。日税連として関係省庁へ建議する際には本書記載の要望事項及びその趣旨を活かされたい。

II 税制に対する基本的な視点

税を考える上で最も重要な原則は、憲法第 30 条及び第 84 条における租税法律主義であるが、これは主権者である国民の代表で構成される議会により決議された法律なくしては課税ができないという原則である。自ら選択した法律により自らの税額を決定するという申告納税制度のもと、納税者である国民が本当の意味で租税制度の担い手になる仕組みを構築しなければならない。

租税に関する専門家として国民から負託を受け、その制度上に建議権を有する税理士としての立場から、当連盟は本要望書の作成にあたり、「公平・中立・簡素」からの検討を基本としつつ、特に次の 4 つの基本的な視点を重視し、ここにその結果を表明することとした。

（１）主権者である国民が納得できる租税制度の実現～納税者の権利擁護～

主権者である国民が納得できる租税制度を確立するためには、納税者の権利利益を保障した立法を行うことが重要である。「代表なくして課税なし」は民主主義の根幹をなすものであり、議会は常に国民の立場に立って議論を行うことが求められている。広く国民の声を税制に活かすためには、立法過程における議論が適切に開示され、国民がその議論を確認し判断できる仕組みがなければならない。たとえば、税制改正案についての解説を、公文書として国会審議前に公表すること、公聴会などを通じて意見を述べる機会を保障することなど、立法過程の透明化・可視化を法により強制し、国民が税制改正に関して意見を述べる機会を保障する仕組みを構築すべきである。

さらに、国民の理解と納得を得るためには、執行面においても、納税者の権利利益が保障されていなければならない。国税通則法第 1 条（目的）に、「税務行政における公正の確保」に加え「透明性の向上」及び「納税者の権利利益の保護」の文言を盛り込むとともに、納税者の権利を明文化し、力強く、格調高く宣言する納税者権利憲章（納税者権利基本法）を独立した法律として制定するべきである。

（２）公平な税制の実現～応能負担原則～

憲法第 13 条（個人の尊重）、第 14 条（法の下での平等）、第 25 条（生存権）、第 29 条（財産権）の趣旨を税法において具体化したものが応能負担原則であり、公平な課税を実現するために税法全般において貫徹されるべき重要な原則である。

各人の担税力に応じた負担を求める租税制度の構築により、税の公平性が担保され、また、累進性の強化により租税の基本的な機能である富の再分配機能が高められ、昨今、問題となっている経済格差の是正にも繋がることになる。

しかし、現実には、政策目的により導入された租税特別措置法が、合理的理由がないまま存置され、国際競争力や経済政策を理由にした法人税率の引下げ、それに伴う財源確保を理由とした所得税の増税といった公平性の観点からは問題の多い税制改正が散見される。ま

た、逆進性が問題となる消費税率の引上げや、高額な食品等の消費支出の多い高所得者が優遇され低所得者対策とは言い難い複数税率の導入など、不公平を助長するような税制改正が進められている。公平性を蔑ろにする税制を改め、公平性が保たれる税制に改めるべきである。

なお、災害は、個人の生存権、財産権を脅かし、各人の担税力を大きく棄損する事象であり、応能負担原則が徹底されるべき局面である。関連法制に基づく諸施策について、事務負担の軽減にも配慮した適正な措置が望まれる。

（３）簡素な税制の実現～明確で分かりやすく事務負担の少ない税制～

近年の税制改正は、所得税・住民税における配偶者控除や基礎控除への所得制限の導入、消費税における複数税率、インボイス制度など、税制が複雑化している傾向にある。

申告納税制度の下では、納税者自ら申告、納税を行うため、税制が複雑化すると納税者の事務負担・費用負担が増加する。このことは、個人や企業の生産性向上の取り組みを阻害し、政府の方針にも反するものである。また、税制が複雑あるいは不明確であることは、納税者の経済活動にとって法的安定性と予測可能性を害することになる。

さらに、国民にとって複雑で難解な税制は、国民が税制に対して考え議論し判断をしていくことを困難にする。国民が税制については国のあり方について誤った判断をすることがあってはならないのであり、民主主義の国家において簡素で分かりやすい税制は不可欠である。

以上の理由から、経済及び民主的な税制の健全な発展のため、税制は簡素かつ明確で分かりやすく事務負担が少ないものであるべきという点を十分考慮した税制に改めるべきである。

（４）未来を見据えたあるべき税制～青年税理士として～

少子高齢化、人口減少、社会保障費の増大、国家財政の悪化、さらには新型コロナウイルス感染症に伴う経済の悪化やその後の資源高騰によるインフレなど、我が国は過去に経験したことのない様々な社会環境の変化に直面している。当連盟は青年税理士の団体として、我が国の将来を考えるにあたり、これら社会環境の大幅な変化を重要な問題として捉えている。税は国家なりという言葉もあるが、これらの問題を乗り越えるためには、財源の拠り所として徴収しやすい税目を安易に求めるという近視眼的な視点ではなく、遠い未来の社会を見据えた租税制度の構築が求められている。

担税力の尺度として、一般に所得課税・資産課税・消費課税の３つが挙げられるが、消費に広く薄く負担を求める一般消費税を維持するにしても、担税力に乏しく逆進性に問題を残す消費課税を基幹税とすべきではない。税制全体を考える上では、応能負担原則を基本とした担税力に優れた所得課税を中心とし、資産課税と消費課税を適切に組み合わせること

を重視し、税の公平性、富の再分配の観点から、所得課税・資産課税の一層の累進強化を目指すべきである。

2021年10月のB E P S（Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転）において、国際合意により一定の最低税率での課税が確保されることとなり、我が国でもグローバル・ミニマム課税の一部が法制化され、国際的な法人税率の引下げ競争に一定の歯止めがかかったことも踏まえ、所得税や消費税など他の基幹税とのバランスを考慮し、法人税率を引上げ、消費税率を引下げること等が具体的には考えられる。

III 重要税制改正要望項目

【消費税】

1. 消費税率を引き下げること（継続・一部修正）（消法 29、地方法 72 の 82、72 の 83）

以下の理由により、消費税率は引き下げるべきである。

（１）公平の観点

そもそも税制とは応能負担の原則に従って構築することが、課税の公平に最も合致するところである。応能負担を原則としている理由は、納税者が有する「能力（担税力）」に応じた納税義務を課すことで負担能力に基づく公平性を確保しつつ、富の再分配を行い、経済格差の是正を行うためであるが、消費税は低所得者ほど負担が重く、富裕層ほど負担が軽いという逆進性があり、能力に応じて負担する応能負担の原則に反するものである。

消費に担税力を認める考え方もあるが、生活必需品を含めた課税は税負担が逆進的となり、奢侈品や贅沢品に限定して課税すれば十分な税収が期待できず、その区別も困難となる。そのため、消費は担税力の尺度としては所得・財産よりも劣った指標である。

（２）簡素の観点

税は簡素であるべきだが、消費税率の引上げに伴い逆進性対策として軽減税率が導入され、軽減税率に対応するためにインボイス制度が導入されるなど、消費税法は一層複雑化している。複雑すぎる税制は、事業者の事務処理コスト及び行政コストを増大させる結果を招いている。

（３）経済及び財政の観点

所得税などの累進課税には民間経済の過熱期に税負担を増やし、低迷期に税負担を減らすビルトインスタビライザーの機能を保有するが消費税はそういった機能を持たないため景気低迷期にも国民に負担を強い、景気回復を遅らせる。

事業者課された消費税相当額は、販売価格への転嫁が事業者の義務ではないにしても、概ね販売価格に転嫁され、価格の一部を構成する。そのため、消費税は消費者が間接的に負担する事となり、これは国民の消費の意欲を減退させる。消費が不足しているデフレの状況ではさらにデフレを加速させる事となり、安定的なインフレによる経済成長を妨げる。

なお、しばしば消費税は社会保障の財源であるため消費税は減税すべきでないとの意見がなされるが、社会保障の財源は消費税のみではなく、その財源は他の税目や社会保険料、経済成長による自然増収、通貨発行など様々であり、財源を消費税にのみ求める必要はない。

以上の理由から消費税を国の基幹税とすることは、逆進性の問題を深刻化させ、国民間の格差を拡大させる。格差の拡大は、新たな社会保障対策を必要とするだけでなく、経済成長を停滞させるため財政にとって悪影響を及ぼしかねないが、年々税収全体に占める消費税の割合は増加している。（H2年度 18.6%、H9年度 26.2%、R6年度(予算額) 34.9% 出典：財務省「税収に関する資料」）

従って、消費税率は、あくまでも担税力の範囲内、つまり、特段の逆進性対策を措置する必要のない水準の税率まで引き下げるべきである。

2. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）を即刻廃止すること（継続・追加） （消法 30、57 の 2、57 の 4）

令和 5 年 10 月より適格請求書等保存方式が施行され、一部の経過措置はあるものの、この適格請求書等を保存しなければ、事業者は仕入税額控除の適用を受けることができなくなった。

適格請求書等を発行できるのは登録をした課税事業者のみであり、免税事業者は、消費税の課税事業者とならない限り、適格請求書等を発行することができない。この制度が導入されたことによって、免税事業者が取引先から排除又は仕入税額控除ができない金額に相当する額の値引きを求められる事態が生じており、法施行前の取引関係を前提とすると、公平性を欠くこととなる。このような一部の事業者に対し不利益となるような税制はあってはならない。

適格請求書等保存方式においても、事業者の負担が軽減されることはなく、区分経理に加え、適格請求書等の記載要件の確認、不備不足等があった場合の訂正依頼等もしなければならず、事業者の事務負担はこれまで以上に煩雑となっている。

デジタルインボイスについても、中小零細企業や個人事業者については、費用面や技術面等でデジタルインボイスへの対応を行うことが難しいところもある。デジタルインボイス推進協議会から、「中小・小規模事業者が利用しやすくなるようインセンティブ等を設けること」との提言がなされているが、インセンティブを与えればよいというものではなく、そもそも経済取引について税制は中立な立場でなければならないため、デジタルインボイスの導入によって、対応できない事業者が経済取引から排除されるなどといったことはあってはならない。

従って、適格請求書等保存方式を即刻廃止すべきである。

なお、適格請求書等保存方式を廃止するまでの期間については、制度導入に伴い設けられた以下の経過措置については、適用期限を廃止し、恒久的な措置とすべきである。

- ・ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 〈2 割特例〉
- ・ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置 〈少額特例〉

（基準期間の課税売上高に係わらず、全ての事業者が少額特例を受けられるよう、拡充すべきである。）

- ・ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置 〈8 割特例〉
（控除額については 8 割を継続すべきである。）

3. 小規模事業者に係る納税義務の免除(事業者免税点制度)の廃止と共に小規模事業者の選択による申告不要制度を創設すること(継続)(消法 2、9)

現在の消費税制度は、過度な節税スキームとそれらを封じ込めるため、数次の税制改正等により、複雑化の一途を辿っている。その他様々な点において、租税原則である「公平・中立・簡素」からの乖離が拡大している現在の消費税制度は、その存続を前提とし、重要性が拡大しているなかで、早急に抜本的な見直しが必要である。

そこで、「小規模事業者に係る納税義務の免除」規定を廃止し、全ての事業者を課税事業者とすることで、制度を簡素化することを要望する。同時に、消費税に関する事務負担に耐えられないような一定の小規模零細事業者への配慮として、課税売上高が一定額以下の場合には、申告しないことを選択できる申告不要制度を創設すべきである。

なお、課税売上高が一定額以下か否かの判定は、当課税期間の課税売上高により行うべきである。基準期間の課税売上高によって当課税期間の納税義務の有無を判定する場合、当課税期間の事業規模を反映せず不合理という側面があるため、当課税期間で判定することによって制度を簡素化しつつ、この不合理な側面を解消することができる。

4. 消費税の複数税率制度を廃止すること(継続)(消法 29)

令和元年 10 月 1 日の消費税率 10%への引上げと同時に、外食・酒類を除く食料品と、一定の要件を満たした新聞について、複数税率制度が導入された。

複数税率制度は、請求書等の発行者側は税率ごとに区分して合計を記載し、受領者側は一枚の領収書等を税率の異なるごとに分ける区分経理が必要となるなど、事業者に対し過重な事務負担を強いている。

また、複数税率は低所得者より高所得者に対する税負担の軽減効果が大きく、逆進性対策としての機能を果たしているとは言えない。

加えて、特定の品目に対して軽減税率を適用することは中立性の観点からも問題である。

税制は、「公平・中立・簡素」であるべきであり、これらにそぐわない消費税の複数税率制度は廃止し、単一税率とすべきである。

【国税通則法・納税環境整備】

5. 納税者権利憲章を制定し、かつ、国税通則法の目的規定を見直すこと(継続)(通法 1)

国民主権にふさわしい税制を構築していくためには、税制及び税務行政における納税者の権利を明確に法定化する必要がある。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど OECD 加盟国をはじめ多くの国々では、納税者の権利を積極的に認め、法令上これを明記するとともに、納税者権利憲章等として文書化することで、納税者の協力を得て円滑な税務行政の実現を図っている。OECD に加盟する主要国の中で納税者の権利について明文化してい

ない国は我が国だけである。

そこで、我が国においても速やかに国税通則法第1条（目的）に、「税務行政における公正の確保」に加え「透明性の向上」及び「納税者の権利利益の保護に資する」の文言を盛り込むとともに、納税者の権利を力強く、格調高く宣言する納税者権利憲章を制定するべきである。

【所得税】

6. 基礎的人的控除額を逡減・消失させないこと（継続）（所法 83～86）

憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め最低生活費を課税の対象から除外することを要請している。これは、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むことに対して国家が介入してはならないとする生存権の法的権利性を保障するものと解すべきである。

ところで、令和2年分の所得税より、「基礎控除を合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする」とした。また、平成30年分の所得税より、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が拡充されたが、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用対象となる納税者本人の合計所得金額に制限が設けられた。

しかし、基礎的人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）は最低限度の生活に必要な部分には課税を及ぼさないとする、生存権を保障するものであるから、所得の多寡にかかわらずすべての納税者が等しく控除を受けられる制度とすべきである。

所得が高いというただ一点のみをもって基礎的人的控除の逡減・消失が生じることは、国民の生存権を侵害することであり憲法に反する疑いがある。

従って、基礎的人的控除の控除額は、逡減もしくは消失させてはならない。

7. 年少扶養控除制度の復活及び基礎的人的控除額を引き上げること（継続・追加）

（所法 83～86）

所得控除のうち、基礎的人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）は、憲法に定める生存権に基づき、最低生活費には課税しないという考え方に基づくものである。

しかし、令和2年分の所得税より基礎控除額だけが48万円に引き上げられ、令和6年12月に公表された与党の「令和7年度税制改正大綱」では基礎控除額の58万円への引上げなどが提示されたが、最低生活費を充足する水準とは言えない。年少扶養親族に対する扶養控除が廃止された現在、給与所得における給与所得控除や、雑所得における公的年金等控除が実質的に基礎的人的控除の不足を補っているといえるが、これらの所得のない国民に対しては公平性の観点からも問題がある。

従って、年少扶養親族に対する扶養控除を復活させ、16 歳から 18 歳までの扶養控除については児童手当の拡充に関わらず、基礎的人的控除の控除額を引き上げるべきである。

また、扶養控除・特定扶養控除の判定は、12 月 31 日現在の年齢で判断されるため、いわゆる早生まれ(1 月 2 日から 4 月 1 日)の者は、扶養控除・特定扶養控除の適用が、高校・大学等の卒業年度に就職し所得が発生することにより早生まれでない者より 1 年分受けられない可能性がある。中学・高校・大学等の 4 月から開始する年度に合わせる形で、16 歳から 18 歳までの扶養控除・特定扶養控除の判定は 4 月 1 日現在の年齢で判断するなど一定の手当を行うべきである。

【災害対応税制】

8. 大規模災害時における災害税制を整備すること（継続）

平成 23 年の東日本大震災、令和 6 年の能登半島地震など、近年、我が国においては、地震、豪雨、台風などによる大規模自然災害が、毎年のように発生している。災害による損失を十分に考慮した課税を行うのはもとより、災害からの復旧、災害の予防についても、税制面からの支援が必要である。しかし、大規模災害が発生する都度、事後的に災害特例法や災害通達を制定して対処する現状の方法では迅速な対応を行うことは非常に難しいうえ、各災害に対して統一的な扱いを欠くことにもつながる。このような特例法による対応が必要最小限となるよう、少なくとも特定非常災害に関する税制上の扱いを整備し、基本法として立法化し統一的な扱いができるようにすべきである。

【共通事項・その他】

9. 電子取引の取引情報について、従前通りの出力した書面による保存を認めること（継続） （電帳法 7）

令和 5 年度税制改正により電帳法について新しい緩和措置が講じられ、一定の者については、検索要件が不要とされた。また相当の理由があると認められ、かつ保存義務者が、ダウンロードの求め及び出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合は、その保存要件に関わらずその電磁的記録の保存ができることとされた。その結果、条件付きで紙の保存が認められることとなったが、条件を満たす事ができない事業者にとっては依然多大な事務負担を負うことになり変わりなく、デジタル化に対応できない納税者が取り残されることが危惧される。

電磁的記録による保存を行うか、出力した書面による保存を行うかは事業者の選択に委ねられるべきである。

そもそも電帳法第 1 条において、この法律は納税者等の負担軽減を目的とした法律であることが謳われているのであり、事業者に無用な負担を強いることがあってはならない。

従って、電子取引の取引情報については、付帯条件なしに、従前通りの出力した書面による保存を認めるべきである。

10. 租税特別措置法を適切に改廃すること（継続）

（措法 26、67、措法 70 の 2 の 2、措法 70 の 2 の 3）

現在、「経済政策」の名のもとに、数多くの政策税制措置である租税特別措置法の制定が図られており、これは特定の政策目的を達成するためのものである。だが、適用対象者や業種・規模が限定され、また、既得権益化されることにより、税負担の公平性を損ない、簡素であるべき税制をいたずらに複雑化させる要因となっている。

そこで、既存の特別措置の項目について、ゼロベースから見直し、政策目的の薄れたもの、特定の法人や個人だけに適用され不公平なものについては、直ちに改廃し、国民に対し分かりやすい簡素な制度とすべきである。

また租税特別措置法は政策的観点から臨時性の強いものを、期限を設け、その期限までに達成することを目的として制定されているにもかかわらず、制定後、相当期間延長を繰り返している制度がある。措置法に規定されている制度のうち、利用頻度が高いなど、納税者にとって本当に必要な制度は恒久的措置とすべきであり、本法へ組み込むべきである。

IV 今後の税制改正についての基本的な考え方

憲法は、国の統治機構と基本的人権の保障を定めるが、あくまで憲法の規定の中心は人権規範にあると考えられる。人権には自由権と社会権とがある。自由権は、国家の個人領域に対する介入を排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権であり、「公権力からの自由」といわれている。社会権は、資本主義の高度化に伴って生じた失業、貧困などの被害から社会的・経済的弱者を守るために保障された人権であり、「公権力による自由」といわれている。

租税とは、国又は地方公共団体が、その課税権に基づいて、その使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭給付のことをいう。国は、租税の他にも様々な収入源を持っているが、財貨の生産と交換は原則として民間部門が担うため、国がその経費に充てる資金は大部分を租税に依存せざるを得ない。この点から、近代国家は租税国家と呼ばれる。

租税国家では、国民の平和・福祉・生活・人権なども租税の負担のあり方および使途のあり方によって基本的に決まるといえる。その意味において、憲法は租税の割り当て方と使い方に関する規範原則を規定した法典といえる。

税の問題は、財政の視点から議論されることが多いが、すべての法律は憲法の下にあり、また、本来憲法の視点から議論されなければならない。

憲法第 13 条は、租税のあり方についても個人を尊重することを要請する。憲法第 14 条の「法の下での平等」は租税面では能力に応じた平等を、憲法第 25 条では、租税面でも「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を要請している。憲法第 29 条は、生存的財産権を基本的人権として保障するものであり、これは租税面にも妥当する。

これらを踏まえ、日本国憲法において租税立法上の法原則として導き出されるのは、能力に応じた課税、つまり応能負担原則である。

税制は公平なものでなければならない。一部の国民・事業者だけが恩恵を受けられるような制度は公平な税制とは言えない。

また、税制は中立な立場でなければならない。中立には税制が経済取引の自由を阻害してはならないという意味がある。現行のインボイス制度のような一部の事業者が経済取引から排除される懸念がある税制は中立な制度とは言えない。

そして、税制は簡素である必要がある。簡素には、国民にとって分かり易い制度であるという意味が含まれているが、近年の税制改正は、簡素の側面が等閑にされている傾向が強い。

当連盟では、「公平・中立・簡素」の基本的考えの下、応能負担原則を基礎とする税制のあり方について検討を行い、あるべき租税制度の確立に向けて要望をする。

【所得税】

応能負担原則は、それぞれの負担能力にふさわしいかたちでの課税を要求する。また、こ

の場合の負担能力は、金額の多寡という量的担税力だけでなく、質的担税力をも考慮しなければ、憲法の意図する応能負担原則の要請に適合しない。たとえば勤労所得（給与所得、退職所得等）と資産性所得（利子所得、配当所得、不動産所得等）、回帰性所得（給与所得、事業所得等）と非回帰性所得（退職所得、一時所得等）とでは、それぞれ所得の質的担税力が異なることに十分に配慮すべきである。

基礎控除額等の基礎的人的控除は、憲法第 25 条の生存権である「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を趣旨とし、最低生活費には課税しないという意味をもつ。この法的意味は、社会権として国は限られた予算の範囲内で最大限努力して生存権を保障すればよいというものではなく、自由権としてその部分に課税をしないという要請である。そして、その水準は、自由主義国家にふさわしい「健康で文化的な」ものでなければならないのであって、実際の文化的な生活費のみだけではなく納税者本人及び扶養家族の将来の生活保障のための一定の貯蓄支出分も合わせて考慮されるべきである。

こうした点を踏まえて、家族のあり方や就業形態の多様化など現代社会の社会構造の変化に柔軟に対応した税制を構築し、所得区分や所得控除の見直しなど担税力に応じた公平な課税の実現を目指すべきである。

【法人税】

日本の法人税（法人所得税）は、実定法制度としては所得税（個人所得税）とは別個の租税として位置づけられている。そして日本の法人税制は、法人を個人とは別個の社会的存在としてとらえている。現代社会では、法人は個人とは別個の法的主体であり、社会的、政治的、経済的にも別個の構成単位である。

憲法の定めるところにより、税制は応能負担原則に従って構築されなければならない。これまで諸外国の法人税の税率に合わせる形で引き下げられてきたが、一方では、赤字の法人への外形標準課税等課税ベースの拡大によりその財源を補ってきた。このことは、垂直的公平性を弱める結果となり、所得の再分配機能を低下させた。税制が企業の経営活力の支障にならない配慮が必要であり基本的な考え方である公平性、中立性を損なわない法人税制を構築すべきである。

【消費税】

消費税の税率を引き上げることで我が国の不足する財源を確保すべきだという論調がある。しかし、消費税率を引き上げると、低所得者は高所得者よりも収入に対する消費支出割合が高いため、税負担割合が大きくなってしまう。この逆進性の問題から、消費税は所得が少ない人ほど高い割合の税負担になる税制であり、応能負担原則から考えると消費税率の引上げを行うべきではない。そもそも、消費税は消費に担税力を見出し、広く薄く課税を行うために導入されたものである。これは、消費が所得とは異なり、景気状況からの影響を受

けにくく、安定した財源となることを意図したものと考えられるが、上記のような逆進性の問題は応能負担原則の観点から看過しがたい。応能負担原則を最もよく実現するのは、周知のとおり所得税である。それゆえ、所得課税の税目を基幹税と位置づけるべきであり、消費税は所得課税を補完するものととらえるべきである。

消費税は、理論的には、すべての事業者が課税事業者であり、段階的な税の転嫁が完全におこなわれ、最終的に消費者がすべて負担することで正しく機能する税である。現実には免税事業者、非課税取引、簡易課税制度が存在する。また非課税取引があることで段階的な税の転嫁も完全には行うことができず、そのことによる負担はすべて納税義務者である事業者が負うことになる。また、令和5年10月に導入された適格請求書保存方式により、段階的な価格転嫁を行うことがさらに難しくなり、中小零細事業者の経済的負担、事務的負担が増大している。このような消費税の持つ本質的な欠陥から生じる重要な問題が解決されなければならない。

【相続税】

相続税は、富の再分配を目的として相続による財産取得に対して課されるものである。これは、すべての財産をその価格に着目して、相続財産の価格を合算して課税している。しかし、財産には生存権的財産（一定の住宅地、住宅、現に農業の用に要している農地・農業用資産、一定の中小零細企業の事業所用地・事務所、一定の中小会社のオーナーの自社持株等）、資本的財産（大企業の事業用地等）および投機的財産（投機目的で所有する有価証券、商品としての土地、企業の買占めた土地、高級別荘地等）等の各財産が存在する。これらの財産の性質を考慮することなく課税することは、質的な担税力という観点から見た場合には大きな問題である。そこで、財産の性質に応じた評価をするなど、それぞれの財産の担税力に応じて異なった負担が求められなければならない。

また資産の移転に対して何らの税負担を求めない非課税措置については、格差の固定化を助長しているため、制度の見直しを行い、中立的な税制を構築する必要がある。

【租税特別措置】

税は、公平・中立・簡素なものでなければならないという大原則の中で租税特別措置は、その例外である。社会保障あるいは景気調整といった特定の政策目的を実現するための特別な手段として用いられる。

特定の政策目的実現のために税収を減らすのであるから、国民的合意があるか、手段として税制を用いることが適当かどうかなどについて十分吟味していく必要があり、その効果と必要性を検証し、真に必要なものに限定すべきである。特に特定の産業が集中的に支援を受ける優遇措置は、可能な限り廃止・縮減し、既存産業への政策支援の偏りを是正することで、新産業が興りやすい環境を整備していく必要がある。

また、政策目的実現の手段としては、他に補助金等の直接支出がある。補助金と比較すると、補助金では納税者ごとに申請、審査、承認などの手続きが必要であるものの、租税特別措置では、税務申告という既存の枠組みを利用することができ、条件さえ満たせばだれでも適用を受けることができる。すなわち、租税特別措置という政策手段は、政府・税務当局、納税者双方にとって、手続き上のコストが少なく、使い勝手がよい。反面、一旦法律化されると監視が甘くなり、既得権益化しやすくなるという弊害がある。

現在の租税特別措置の多くは、特定の企業に集中しており、外資系企業や政治的利権とは無縁の中小企業には適用されないという問題がある。法人税の高さが国際競争力を弱めるとされ、法人税の実効税率を引き下げたが、特定企業を優遇する不公平な税制が残っていると、相対的にこれらの特定企業以外の企業が不利になる点は変わらない。

租税特別措置法は税制の形をとった隠れた補助金となり、利権の巣窟となる。このままの状態では引き下げられた実効税率では経済は活性化せず、税収だけが減少するという事態になりかねない。

無用な政策税制は、税の本来の役割を阻害する。従って、既存の特別措置の項目について、ゼロベースから見直し、政策目的の薄れたもの、実情に合致しなくなったもの、不公平現象が顕著なもの、一部の法人だけに適用されるものについては、直ちに縮小又は廃止すべきである。

V 税制改正要望項目

【所得税法】

11. 金融所得を新設し、分離課税での累進税率の適用とすること（継続・一部修正）

（所法 33、69、120、措法 8 の 2、8 の 3、8 の 4、8 の 5、9 の 3、37 の 10、37 の 11、37 の 11 の 3、37 の 11 の 4、37 の 12 の 2、41 の 14）

金融所得は複数の課税標準（配当所得、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等）に分かれており、総合課税として課税される場合を除き、分離課税のみとなっている。しかし、所得税率が低い単一税率（15%）のため、所得に占める金融所得の割合が比較的高い富裕層にとって有利とされ、いわゆる「1 億円の壁」と言われる、所得が 1 億円を超えると実質的な税率が下がる結果となり、応能負担原則に反し公平性の観点から問題がある。これに対して令和 5 年度税制改正により、令和 7 年分以降の所得税について極めて高い水準にある高所得者層に対する負担の適正化のための措置が設けられたが、効果は極めて限定的であり、公平性の観点からは措置として不十分と言わざるを得ない。

従って、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等については金融所得として統一し、金融所得に対する分離課税を新設した上で、累進税率を適用すべきである。

なお、源泉徴収する税率についても見直すとともに、申告不要制度は金融所得の金額が一定の額までの者に限って適用できるものとし、所得が一定の額を超える者については申告義務を課すべきである。

12. 現行の所得区分を見直すこと（継続）（所法 23～35）

現行の所得区分は昭和 25 年に制定されたものであり、時代背景の変化に対応できていないため制度疲労を起こしている。

たとえば、①所得区分の区切りが曖昧なため、給与所得と事業所得、事業所得と雑所得については、課税庁と納税者との争いも多いところであり、両者の区分について、通達での対応ではなく、早急に、明確な定義を所得税法上定める必要があること。②実質的な担税力に差異が認めにくい所得区分については、その必要性が乏しいため整理統合すべきである。例えば他の所得区分に該当しないものとして一時所得と雑所得は「その他の所得」に、独立性と営利性を有するものとして不動産所得と事業所得ないし事業に類似した行為から生ずる雑所得は「事業等所得」などとして課税の適正化を図ること。③公的年金等については、計算方法が違うものをわざわざ雑所得に含める必要もないため、雑所得から公的年金等の所得を分離し、「年金所得」という新たな所得区分を定める必要があること。④市場の成熟など時代の流れから、勤労に対する所得に比べ特に富裕層に対してその恩恵が偏っていると

みられる利子・配当・譲渡といった不労性所得の課税について、金融所得を新設し分離課税での累進税率の適用とすることなどが挙げられる。

従って、現行の所得区分については、抜本的に見直すべきである。

13. 年末調整制度を廃止すること（継続）（所法 190）

給与所得者は主権者たる納税者であるにも関わらず、現行の源泉徴収制度と年末調整制度によって課税関係が完結することから、納税者として不服申立ての機会がなく、本来認められている権利が阻害されている要因となっている。多くの給与所得者の納税者意識が希薄なのは、給与支払者による年末調整制度により、自己が負担する税額を意識することなく、納税事務が完結してしまうことが一因である。

また、平成 30 年分より配偶者控除等申告書が追加され、令和 2 年分より基礎控除申告書、所得金額調整控除申告書が追加され、控除適用の可否、控除額の判定等々の内容が年々複雑化し、給与支払者の事務負担が増加している。

さらに、現行制度においては、給与所得者は自身の婚姻歴や家族構成、家族の収入、健康状態に至るまで勤務先である源泉徴収義務者に報告する義務があり、その精神的負担は非常に大きく、プライバシー保護の観点からも問題がある。

一方、昨今はいわゆるスマートフォンの普及も著しく、パソコンを含めれば給与所得者の多くはこれらの機器を使用して個々で確定申告計算が容易にできる環境が整いつつある。

従って、このように複雑化している年末調整制度は、納税者の利便性に配慮しつつ、廃止し、すべての納税者が確定申告により税額を確定させる制度とすべきである。

14. 基礎的人的控除の引上げを前提に給与所得控除を適正に見直すこと（継続）（所法 28）

基礎的人的控除額を引き上げるべきであることは、「6. 基礎的人的控除額を通減・消失させないこと」のとおりである。

ところで、事業所得又は不動産所得等の所得は収入から実際に生じた必要経費を控除することで求められるのに対して、給与所得は法定された方法により計算した金額を必要経費として収入から控除して求められる。

給与所得控除については、その性格を「他の所得との負担調整」と「概算経費」から構成されるものと考えられることから、両者の控除としての性質、金額が妥当なものであるかを検討することが必要になる。

租税法上の定説では、給与所得は勤労性所得でありその性質上、担税力は弱く、負担調整としての控除は必要であるとされてきた。しかし、従業員のいない個人事業主にとっては、バブル崩壊以後一貫して業務単価は下がり続け、給与所得者よりも担税力が強いとは必ずしも言い切れない。今こそ給与所得と事業所得という画一的な区分での負担調整は廃止す

べきである。「概算経費」について、担税力に基づいた課税を実現するためには、実際に負担した経費を控除する実額控除が原則となるべきである。その上で、見直した給与所得控除額との有利選択が望ましい。

15. 基礎的人的控除の引上げを前提に公的年金等控除を縮小すること（継続）（所法 35）

基礎的人的控除額を引き上げるべきであることは、「6. 基礎的人的控除額を通減・消失させないこと」のとおりである。

ところで、公的年金に対する課税は、収入金額から公的年金等控除を控除した残額に対し課税する方式になっている。現行の公的年金等控除は、経済的稼得能力が減退する高齢者に対し、公的年金が生計維持の基盤となることを考慮して制度設計されているものである。公的年金には収入を得るために必要経費となるようなものはなく、掛金は拠出時に全額控除となっている点に鑑みれば、公的年金等控除は他の所得との負担調整という趣旨であると考えるのが妥当である。

しかし、公的年金に係る税制については拠出時、運用時、給付時の課税のあり方を適切に行わなければ、過度に優遇する制度となってしまう。現行制度は拠出時に全額控除されながら、給付時にも多額の公的年金等控除の適用が受けられる仕組みになっており、公平性の観点から見直しが必要である。また、公的年金が有する担税力という点でも、公的年金は原則的に支給が途絶えないという性質上、他の所得と比較して担税力が低いとはいえない。

従って、基礎的人的控除の引上げを前提に公的年金等控除は大幅に縮小すべきである。

16. 雑損控除は最後に行うこと（継続）（所法 87）

所得控除の順序は、繰越控除等が認められる雑損控除を最初に控除するとされているが、これでは基礎控除をはじめとした本来誰しものが認められるべき諸控除が切り捨てられる結果となってしまう。従って、所得控除の順序は、まず雑損控除以外の諸控除から行い、雑損控除は最後に行うべきである。

17. 親族に対する必要経費の特例等の要件を見直し、青色事業専従者給与の届出制度を廃止すること（継続）（所法 37、56、57）

（１）事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例を見直すこと

所得税法の基本は親族や家族という世帯単位課税ではなく、所得を獲得した個人ごとに課税されるのが原則である。事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例（所法 56）は、その原則から外れ適切ではない。

当該規定の適用は生計を一にする親族に対し高額な賃料を払うなど、恣意的な所得移転の防止に留めればよく、その金額が正当である場合まで否定すべき理由はない。

従って、課税公平の見地からも事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例については、記帳が適切に行われている青色申告者で、その支払方法や支払時期が適切なものについては、専従者給与（所法 57）に限定せず、すべての支払いを必要経費として認めるべきである。

（２）青色事業専従者給与について届出制度を廃止すること

また、青色事業専従者給与（所法 57）についても、事前の届出が必要とされているが、上記（１）の見直しにより、他の使用人と同様に勤務実態があり、かつ支払の事実もあれば、青色申告決算書への記載のみで、当然に青色事業専従者給与の必要経費算入を認めるべきである。従って、青色事業専従者給与についての届出制度を廃止すべきである。

18. 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること（継続）（措法 41 の 4）

不動産所得に損失が生じる際、土地等を取得するために生じた負債利子相当分の金額については、その損失が生じなかったものとして損益通算が認められていない。

支払利息の負担により資金が流出して課税所得が減少しているにも関わらず、損益通算を認めないということは所得がないところに課税が行われていることになり、応能負担原則の観点から問題がある。さらに施行された平成 3 年当時は、地価高騰が社会的経済に深刻な影響を及ぼしており、投機目的で不動産を借入金で取得することが資産格差の拡大を助長していた。しかし、近年は経済状況の変化により、地価高騰が社会的経済に深刻な影響を及ぼしている状況ではない。

法人税はすでに、平成 10 年度税制改正により新規取得土地等に係る負債利子の特例が廃止されており、法人税との公平性を保つ観点からもこの制度を廃止すべきである。

19. 純損失の繰戻し還付制度及び繰越控除制度を拡充すること（継続）

（所法 140、142、震災特例法 7）

現在の制度では、純損失の繰戻し還付制度は青色申告者に限り認められているが、災害により事業基盤が崩壊した多くの事業者は、早期に事業を再開することができない状況に置かれており特に配慮が必要である。法人については災害による損失の繰戻し還付制度がある。個人について同様の制度が設けられない理由はない。さらに、災害による損失は、その損失は多額になること、さらに、特定非常災害の場合は、被災地域の経済が回復するまでに相当の期間を要することから、繰越控除期間に制限を設けるべきではない。

従って、白色申告者についても、災害により生じた純損失のうち、少なくとも現行制度において繰越控除が認められている被災事業用資産の損失の金額等については、繰戻し還付制度の適用を認め、さらに繰越控除期間について制限を設けるべきではない。

20. 復興特別所得税を廃止すること（継続）

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 第二節）

復興特別所得税は東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するために平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年に渡り課税されるが、その対象期間に根拠が乏しく、また、法人に対する復興特別法人税の課税は早々に終了となったにもかかわらず、所得税に対しての課税だけが残っていることについても制度としての整合性が取れていない。

従って、復興特別所得税は廃止すべきである。

21. 納税者が死亡した場合の確定申告書の提出期限を延長すること（継続）

（所法 124、125、消法 45）

納税者が死亡した場合の所得税の準確定申告書は、昭和 22 年以来改正されておらず、「相続開始を知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日まで」とされている。しかし、親族である相続人といえども被相続人の所得を正確に把握することは容易ではなく、一定の期間が必要である。また、公的年金等の源泉徴収票等、取得にも一定の期間が必要となる書類もある。

所得税の申告書作成作業は相続税申告書作成作業と並行しておこなわれる部分があること、相続税申告書の提出期限については、昭和 22 年当初は 4 月であったものが 6 月、平成 4 年改正で 10 月と延長されてきたことから、死亡した場合の準確定申告書の提出期限についても相続税の申告期限と同じ「相続の開始を知った日の翌日から 10 月以内」まで延長し、相続人の事務的・心理的負担の減少を図るべきである。

消費税法第 9 条の規定により消費税の納税義務が免除される事業者以外の事業者が、課税期間の末日から申告期限までに死亡した場合及び課税期間の中途において死亡した場合の消費税の確定申告書の提出期限についても同様とすべきである。

22. 相続の承認に係る期限の伸長が申述されたときは、所得税法及び相続税法における「相続の開始があったことを知った日」を「その伸長された相続承認期限の末日」とすること（継続）（所法 124、125、相法 27）

民法第 915 条は、相続の承認又は放棄をすべき期間を伸長することができると規定している。承認期限を伸長した人が、その伸長期限内にその相続を放棄した場合、その人は相続開始の時に遡って相続人ではなかったことになる。

所得税法では相続人には被相続人の準確定申告書の提出義務があり、相続開始後 4 月以内に準確定申告書を提出し、納税をしなければならない。

相続人が承認期限の伸長を申述し、申告期限後に相続人ではなかったことになった場合であっても、税法にはこの伸長に関する規定がないことから、準確定申告書の提出と納付の義務は免れず、また申告後に納税義務がなくなったとしても申告期限時点では納税義務者であったことから、この納税額は還付されないという矛盾が生じている。伸長期限が相続開始後 10 ヶ月を超える場合には、相続税の申告、納付義務についても同様の問題が生じる。

従って、この矛盾を解消するため、相続の承認に係る期限の伸長が申述されたときは、所得税法及び相続税法における「相続の開始のあったことを知った日」を「その伸長された相続承認期限の末日」とすべきである。

23. 青色申告承認申請書の提出期限を緩和すること（継続）（所法 144、166）

（１）所得税の青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである

所得税の青色申告承認申請の期限については、青色申告書による申告をしようとする年の 3 月 15 日まで（その年の 1 月 16 日以後新たに事業を開始した者等についてはその事業開始等の日から 2 月以内）とされているところである。しかし平成 26 年分以降の所得税については白色申告者であっても記帳・帳簿等保存の義務が課されることとなった。このことから青色申告者と白色申告者との間の記帳・帳簿等保存の状況の差異はほとんどなくなり、年の中途において青色申告により申告することを選択できることとしても、課税上の弊害はないと考えられる。

従って、所得税の青色申告承認申請の期限を、青色申告により申告しようとする年の 12 月 31 日までに緩和すべきである。

（２）開業年における青色申告承認申請書の提出期限を所得税の申告期限までとすること

個人事業者が、開業時において税制上の規定や届出書類の期限を熟知することは難しく、理解がないまま税制上の優遇規定である青色申告承認申請書の提出期限を経過してしまうことが多い。

そのため、納税者に青色申告の優遇規定を与え、正しい記帳と申告を喚起するという意味から開業初年度に限り、その申請期限を開業初年度の所得税の申告期限までとすべきである。

（３）相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を、最長で相続税の申告期限までとすること

白色で申告を行っていた被相続人の事業を相続により承継した場合、相続人（その相続人がすでに青色申告に係る業務を行っていた場合を除く）の青色申告承認申請書の提出期限は、相続開始日から 2 ヶ月以内となっている。しかし、遺産分割協議を相続開始時から 2 ヶ月以内に行うことは非常に困難を要する作業である。

従って、相続という特殊な事情を考慮して、相続により事業を承継した場合の青色申告承

認申請書の提出期限を最長で相続税の申告期限までとすべきである。

24. 源泉所得税の納期の特例について申請時の遡及適用を認めること（継続）

（所法 183、216、217）

源泉所得税に係る納期の特例は、その申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、その申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されることになっている。そのため、新設と同時に申請してもその月は適用されないことになる。しかし、多くの中小零細企業では、設立当初は税制に関して十分な知識が無く、設立時は多忙な時期でもある。そのため、源泉所得税の納期を逸し遅延するケースが多々見受けられる。

従って、納期の特例の承認に関する申請については、開業の日又は設立の日から一定期間内にその申請をした場合にはその申請した月からその開業の日又は設立の日の属する月まで遡及して適用する制度と改めるべきである。

25. 役員等への社宅について課税の適正化を図ること（継続）（所基通 36-40～36-45）

社宅は一般の相場から見るとかなり低額の家賃で住宅を賃借できることに加えて、家賃相場との差額についても課税されない。特に、法人の役員及び役員の同族関係者については、個人の課税所得を減少させる目的で行うこともでき、その経済的利益に対して課税しないことは、課税の公平性が保たれているとは言い難い。

従って、役員等への社宅の貸与による経済的利益は、その計算方法を見直し、課税の適正化を図るべきである。

26. 財産債務調書の提出制度を廃止すること（継続）（国送金法 5、6 の 2）

「財産債務明細書」が見直され、「財産債務調書」となり、対象者は所轄税務署長へ当該調書を提出しなければならない。この調書は、従来の明細書とは異なり、提出が必須の法定調書とされ、また、申告漏れがあったときの加算税等の 5%加重軽減措置が盛り込まれるなど、従前の財産債務明細書とは全く異なるものとして創設されている。

そもそも、我が国は憲法に定められた国民主権の原理に基づいた申告納税制度を採用している。本制度は、租税法律主義により納税者自らが租税債務を確定するものであり、適正申告のために引き続き維持発展させなければならない。

課税当局が国民納税者の極めて秘匿すべき情報を得ることができるのは、あくまでも課税に必要な最小限度の情報に限定されるべきである。

従って、財産債務調書制度は廃止すべきである。その他、国外財産調書制度も同様の理由により廃止すべきである。

27. 非居住者に対する源泉徴収制度について、納税者の関知が困難な場合の源泉徴収義務者の保護措置を講ずること（継続）（所法 212）

現在の制度では、非居住者に対して国内源泉所得の支払いをする者は、源泉徴収義務を負い、その支払い時においてその対価に対し受取人が非居住者であるかどうか、調査義務が課せられている。しかし、支払者は調査権限を有していないため、受取人が非居住者であるかについての確認の方法は限られている。そのため、課税庁の質問検査権の行使により、支払者が知り得ない情報によって受取人が非居住者であると認定し、納税告知処分がされる事例が起きている（東京高裁平成 28 年 12 月 1 日判決等）。そして、このような事例は今後ますます国際化していく我が国において増えていくことが予想される。そこで、米国における宣誓供述書制度のような免責制度を設け、源泉徴収義務者を保護する措置を講ずるべきである。

（参考）宣誓供述書制度

偽証罪の罰則の下、譲渡人が米国の納税者識別番号と、自身が非居住者でないことを示す宣誓供述書を譲受人に提出した場合には源泉徴収義務を免除する制度である。この宣誓供述書は、おそらくすべての不動産取引の日常的な閉鎖項目（routine closing item）になり、そして公務員の前で作られたすべての公証またはその他の適切な確認を必要とする（公証人役場で宣誓するようなものではないだろうか）。また、宣誓供述書を受領し源泉徴収義務者が、譲渡人の代理人または源泉徴収義務者の代理人からその宣誓供述書が虚偽である旨の通知を受けた場合でも、宣誓供述書の受領によって源泉徴収義務者が源泉徴収を免除される。（非居住者による土地等譲渡における源泉徴収制度：酒井春花）

28. 医療費控除制度を抜本的に見直すこと（新規）（所法 73）

医療費控除は、シャープ勧告により、大手術や長期の入院など一定額以上の多額の医療費の支払いは納税者の担税力の減殺要因であるとして設けられた制度である。

今日では、高額療養費の給付制度などの社会保障制度が拡充されていること、民間の医療保険制度も一定程度充実していることなどにより、制度創設時に比べると担税力の減殺を調整する必要性は小さくなっている。また、控除の対象となる医療費の範囲の明確化などにおいて課題がある。

しかし、高額療養費の限度額の引上げなど、社会保障制度が十分な水準に満たない中で担税力の減殺が認められるような医療費に対する医療費控除制度は、存置されなければならない。

従って現行の医療費控除制度は、社会保障制度の内容を踏まえて適用される範囲など制度を抜本的に見直すべきである。

29. 所得税の確定申告期限を延長すること（新規）（所法 120）

所得税の確定申告期限は現在、毎年 3 月 15 日までとされているが、業務請負やフリーランスとして働く人々の増加に伴い、確定申告を行う必要がある納税者も増加し、申告件数が拡大している。

さらに電子申告の普及が進む一方で、デジタル技術に不慣れな方や、複雑な申告内容を抱える納税者にとっては、期限内に必要な書類や情報を整えて申告を行うことが困難になってきている。

また、日本の申告期限は国際的に見ても短い部類にあり、短期間に事務作業が集中することで納税者の負担が増大する要因となっている。

このような状況を踏まえ、確定申告の期限を現行の 3 月 15 日から 3 月末まで延長すべきである。

【法人税】

30. 役員給与について原則損金算入とすること（継続）（法法 34）

平成 18 年度税制改正において、役員給与を原則損金不算入とし、定期同額給与等一定のものみの損金算入を認めるという規定に改めた。

しかし、役員給与という会社運営上、必要不可欠な経費であるにもかかわらず、損金算入要件が限定列举されているために、資金繰り悪化による役員給与の減額や役員の職務執行による経営改善の評価という経営上のごく当たり前の行為までもが文理解釈上は損金不算入となるといった事態を引き起こしている。

また、このことは、役員給与は職務執行の対価と同等に扱われる会社法第 361 条の規定に反し、企業会計基準の考え方にも反するものである。

以上の理由により、役員給与は原則損金算入とすべきである。

31. 繰越欠損金の使用制限を廃止すること（継続）（法法 57、法法 64 の 7）

大法人の欠損金の控除限度額は、平成 27 年度及び平成 28 年度税制改正により、平成 27 年 4 月から繰越控除前の所得金額の 65%相当額とされ、さらに毎年度 5%ずつの段階的な引下げが行われて平成 30 年 4 月からは同 50%相当額と制限されることとなった。

しかし、欠損金の使用制限を行うことは、企業資本の維持を阻害することにもなり、利益や欠損の発生状況いかにで税負担に著しい不均衡を生ずることが考えられる。

従って、繰越欠損金の使用金額の制限を廃止すべきである。

32. 設立時の青色申告の承認申請書の提出期限を当期の申告書の提出期限とすること（継続・一部修正）（法法 122）

青色申告制度は、帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従った正確な帳簿書類の作成を通して、申告納税制度を普及させることを目的としており、申告期限までに青色申告に必要とされる帳簿書類が整備されていれば要件を十分満たす。

現行の青色申告承認申請書の提出期限は、原則として青色申告の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日であり、新設法人については、設立の日以後 3 月を経過した日と、新設後の最初の事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までとされているが、上記の考えによれば、このような措置は不要である。

従って、設立初年度に限り青色申告承認申請書の提出期限を第 1 期の申告書の提出期限とすべきである。

なお、この場合において青色申告の承認につき処分の通知がある場合は、第 1 期の申告書の提出期限をその処分の通知があった日の翌日から 1 月以内とする。

33. 交際費等は原則全額損金算入とすること（継続・一部修正）（措法 61 の 4）

交際費は、正常な事業活動を行うために必要な支出であり、損金性を有するものである。

一方で、現行の交際費等の損金不算入制度では、その支出が事業活動に必要なか否かによらず、法人の規模などにより、接待飲食費の 50%相当額か定額控除限度額を超える部分の金額又は全額が損金算入を認められていない。

交際費は、常にその効果が考慮されつつ支出される経費であり、その支出が冗費となるか否かは企業の経営判断に委ねられるべきである。また、正常な事業活動に必要な費用の損金算入が認められないと、企業の健全な成長を妨げる結果となる。

令和 6 年度税制改正において、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が現行の 1 人当たり 5,000 円以下から 1 万円以下に緩和されることとなったが、企業が交際費を支出することにより、経済活動が活性化されることも考慮すれば、接待・供応・慰安・贈答の相手先等を帳簿に記載することを要件とし、その要件を満たしたものは企業規模に関わらず全額損金算入とすべきである。

34. 経済実態に即した貸倒処理を認め、要件を明確化すること（継続）

（法基通 9-6-1～3）

貸倒損失の損金算入については、実務上、「法基通 9-6-1～3」により法律上の貸倒れ、実質的な貸倒れ、形式上の貸倒れの 3 種類に区分され、それぞれの内容により計上時期が決定される。

しかし、経済活動を行う上で発生する売掛金等の貸倒れは、債務者が所在不明であった

り、貸倒処理すべき時期が不明確であったりと判断に迷うケースが多い。

従って、債務者への調査や過去の回収事例を参考に経済実態に即した形で行った貸倒損失の処理やその計上時期については法人税法上もこれを認容し、その基準については通達ではなく、法人税法に明記すべきである。

35. 適用額明細書の添付を法人税関係特別措置の適用要件としないこと（継続）

（租特透明化法 3）

平成 22 年度税制改正により租特透明化法が制定され、法人税関係特別措置の適用を受けられる場合には適用額明細書を提出することが義務づけられた。この租特透明化法の「租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する」という目的については当連盟としてもその趣旨に賛同するものである。

しかし、適用額明細書の記載内容は申告書に記載されている内容を転記するものである。申告書に適用額明細書の添付がない場合や適用額明細書に虚偽記載がある場合に、その申告書に係る法人税関係特別措置の適用がないものとする規定は、租特透明化法の趣旨とは異なるものであり、「調査の結果を国会に報告するため、内容の正確性を確保することが非常に重要」であることを踏まえたとしても、その実効性を担保するための措置としては不適切である。従って、当該規定は削除すべきである。

36. 法人税の申告期限を各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内とすること（継続）

（法法 74、消法 45）

確定申告の規定による申告書を提出すべき内国法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）の定めにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書の提出期限を 1 月間延長することができる（法法 75 の 2）

現状、法人の定款等の定めで、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されるとされていることが多い現状を考えると、法人税の申告期限は提出期限の延長の特例の適用を受けなくても、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内とすべきである。

また、消費税についても、事業年度終了の日を含む課税期間については、申告期限を現在の「課税期間の末日の翌日から 2 月以内」を「3 月以内」とすべきである。

37. 賃上げ促進税制の適用要件及び特殊関係者における親族の範囲を見直し、制度を簡素化すること（新規）（措法42の12の5）

賃上げ促進税制の適用要件は、全企業向け及び中堅企業向けについては継続雇用者給与等支給増加割合が一定割合以上の場合、中小企業向けについては雇用者給与等支給増加割合が一定割合以上の場合とされている。中小企業については、全企業向け及び中堅企業向けの賃上げ促進税制の適用が可能だが、中小企業以外の企業は、中小企業向けの賃上げ促進税制を適用することができない。継続雇用者給与等支給増加割合の計算は、適用年度と前年度において対象者の確認に手間がかかる等煩雑であるため、中小企業以外の企業についても、適用要件となる雇用者給与等支給増加割合を中小企業よりも多くし、税額控除率については中小企業よりも低くした上で、中小企業向けと同様に雇用者給与等支給増加割合を用いた適用要件を認めるべきである。

国内雇用者から除かれる役員の特種関係者について、親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族とされている。範囲が広範であり、適用にあたり計算や確認作業が煩雑となるため、特種関係者における親族の範囲を3親等内の血族、3親等内の姻族とする等、民法上の親族の範囲よりも狭めるよう見直すべきである。

また、教育訓練費の額以外に、プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合の税額控除率の上乗せ措置が設けられる等、制度が複雑化しているため、上乗せ措置をむやみに設けず、場合によっては新たな税額控除を創設するなどして、賃上げ促進税制を簡素化すべきである。

38. 地方法人税においても外国税額控除の繰越制度を設けること（新規）

外国税額控除制度は、国際的二重課税を排除し、企業の海外展開を支援する重要な仕組みである。その中で3年間の繰越控除は国ごとに所得と税額の発生時期が異なることや国内源泉所得との発生ズレによる企業の不利益を避け、二重課税の調整を柔軟に行う仕組みとなっている。

しかし、現行の地方法人税制度においては、外国税額控除の繰越制度が設けられていない。これにより、法人税や法人住民税で控除しきれなかった外国法人税の繰越や使用されなかった控除限度額の繰越が生じる場合でも、地方法人税では二重課税が排除されない事態が生じている。所得課税である地方法人税において二重課税が生じることは、企業の税負担を不当に増加させ、国際競争力を低下させる要因となる。さらに、法人税や法人住民税との整合性を欠くことで、税制全体の一貫性も損なわれる。従って、地方法人税においても外国税額控除の繰越制度を創設するべきである。

39. 登記事項と重なる異動情報については法人の異動届出書の提出を不要とすること（新規）
（法法 20、法令 18）

法人は、定款等に定めた会計期間の変更や納税地に異動が生じた場合、異動届出書を税務署に提出することになっている。また、行政からの要請により、商号又は名称等の一定の事項についても異動が生じた場合には、異動届出書の提出が求められている。

一方、法人は登記事項に変更が生じた場合、会社法その他の法律（以下、「会社法等」という。）に定めるところにより 2 週間以内に登記を行うことになっており、法務省から国税庁への異動情報の連携により法人番号公表サイトの公開情報は改定されている。

国等において行政手続きの効率化・省力化が推進されている状況下において、会社法等に基づき変更登記を行うこととなっている事項については、法人の異動届出書の提出を不要とすべきである。

【消費税】

40. 簡易課税制度を見直すこと（継続・一部修正）（消法 37）

簡易課税制度は、小規模事業者の事務処理負担等を考慮して、みなし仕入率を利用した簡易な仕入控除税額の計算方法で消費税の申告ができるように導入された制度であるが、事業区分の判断が困難であり、一概に簡易的な計算方法とはいえない状況がある。また、みなし仕入率と実際の仕入率との乖離が大きい場合もあり、公平性を欠いているため、以下の措置を講ずるべきである。

（１）みなし仕入率を業種ごとの実態に即した水準に見直すこと。

（２）高額な固定資産を取得するなど一定の場合には、当該取引について、いわゆる本則課税による仕入税額控除を認める規定を設ける等の別途措置を設けること。

41. 社会政策上非課税取引とされているものについて、原則免税（０％課税）とすること（修正）（消法 6）

非課税取引については、その対応する課税仕入れの仕入税額控除が認められていないため、消費税相当額を事実上事業者が負担することになっている。その結果として、前段階における仕入税額部分が販売価格へ転嫁され、社会政策上の配慮に基づく非課税という本来の趣旨が達成されないという本末転倒な結果となっている。また、消費税率改定の局面では、非課税取引においても理論上は税率改訂に伴う販売価格の変更が必要となるが、非課税取引であるが故に消費税率改定を理由とした価格改定を行いにくいという問題も生じており、特に消費税率アップ時には、事業者負担増を強いる結果となっている。

このような不合理がないように、特に社会政策的配慮に基づく非課税取引については、原則免税（０％課税）取引へと改め、前段階における仕入税額部分を控除可能とすべきである。

42. 仕入税額控除の要件となっている帳簿の記載要件を緩和すること（継続）

（消法 30）

仕入税額控除の要件は、帳簿に一定事項を記載し、その記載要件を満たした帳簿及び請求書等を保存すべきこととされている。帳簿の記載事項は請求書の記載内容と重複する部分が多く、保存されている請求書等により仕入税額控除の要件となる事項が確認できるのであれば、帳簿に同内容を記載させる意味はなく、消費税事務を行う事業者が無意味な事務負担を強い必要はない。重複事項を省略して記載した帳簿であっても、請求書等の保存により仕入税額控除の要件となる事項の立証ができるのであれば、これを認めるべきである。

消費税の導入当初は、制度定着までは帳簿に必要事項を記載させることに一定の意義があったのかもしれないが、導入から年数が経過し会計システムも当時より普及定着している。

以上のことから、仕入税額控除については請求書等の保存を要件とし、事務負担を考慮し適切に請求書等を保存している場合には、重複事項となっている帳簿の記載要件を、請求書等が特定できる程度までに緩和すべきである。

43. 一括比例配分方式の2年継続適用規定を廃止すること（継続・一部修正）（消法 30）

仕入税額控除を計算する場合には、個別対応方式と一括比例配分方式の選択が認められているが、一括比例配分方式を一旦選択した場合には、2年間継続適用した後でなければ、個別対応方式を選択することができないことになっている。これは個別対応方式の採用が可能な事業者であっても事務的簡便性の採用の方途を可能にしておくとともに、一括比例配分方式が個別対応方式に比較して有利となる場合も起こり得るとの配慮に基づくものと考えられる。

平成 23 年度税制改正により仕入税額控除における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直され、事業者によっては、個別対応方式により仕入税額控除の計算をしたいところ、事務の煩雑さ等からやむを得ず当初は一括比例配分方式を選択したケースも想定される。しかし、現行制度では、このような事業者が翌課税期間において個別対応方式を選択しようとしても一括比例配分方式が強制されることになってしまう。その結果、税負担が過大になり事業者にとっての負担を発生させるといった問題が生じるという不合理がある。

また、原則的な仕入税額控除計算の方法が個別対応方式であることを考慮すると、簡便的な計算方法である一括比例配分方式に対して2年縛りにすることは妥当ではない。

従って、このような不合理を改善するため、一括比例配分方式の2年継続適用規定は廃止すべきである。

44. 一定の届出書等の提出期限を前課税期間の申告書の提出期限とすること（継続・一部修正）

消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書等の提出期限は、当該課税期間開始の日の前日までとなっている。

現行法では、届出書の提出期限は前課税期間の申告書の提出期限より2ヶ月（申告期限の延長をしている場合は3ヶ月）前に到来する。そのため、前課税期間の確定した申告書に基づいて届出書を提出したくても、提出するタイミングを逸して届出書の適用を受けられない、もしくは、前課税期間の申告書が確定しないまま、適切な判断ができない状況下で届出書を提出せざるを得ない、といった税務上の判断において困難な問題が生じている。

従って、当該課税期間開始の日の前日までとされている届出書等のうち一定のものについては、その提出期限を前課税期間の申告書の提出期限とすべきである。

【相続税】

45. 遺言執行費用の相続財産からの控除を認めること（継続）（相法 13、14）

遺言執行費用は、相続開始の際、現に存する債務には該当せず、相続人等が負担すべき費用とされるため、相続財産からの控除が認められていない。しかし、遺言執行費用は相続開始に伴い必然的に発生し、遺言という被相続人の生前の意思に基づき生じるものである。また民法第1021条で「遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする」と規定されていることから、申告期限までに金額が確定した遺言執行費用については、相続財産からの控除を認めるべきである。

46. 連帯納付義務を廃止すること（継続）（相法 34）

連帯納付義務は、旧民法の家督相続制から来ている財産課税方式の流れをくむ制度であり、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者が共同して相続税を納付する義務を負う制度である。

しかし、本来自己の納税義務を完了した相続人の他に共同相続人の相続税の納付義務を負わせることは、納税義務を完了した相続人の担税力を超えて税負担を負わせることになり、応能負担原則に反する。

また、相続税の申告期限から5年間、連帯納付義務を負う共同相続人は法的かつ経済的に不安定な状況に置かれることになる。

従って、相続税法第34条の連帯納付義務は廃止すべきである。

47. 直系尊属から結婚・子育て資金及び教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等は廃止すること（継続）（措法 70 の 2 の 2、70 の 2 の 3）

高齢者世代が保有する金融資産の現役世代への移転促進を目的として創設された制度であるが、「教育資金贈与制度」の恩恵を最大限に享受できるのは、まとまった金銭を保有し、孫等の教育資金に充てることができる富裕層だけである。格差の拡大が社会問題化している中、資産を保有する者とそうでない者の格差の固定化を助長してしまう。また、応能負担原則の観点からは税の持つ所得等の再分配機能を回復させることが検討されるべきであるところ、「教育資金贈与制度」はそれに逆行する措置であり、祖父母・親世代の資力によって子・孫世代の教育水準に格差が生じる弊害を助長するものである。そこで、このような富裕層だけに優遇を与えるといった不公平税制は即刻廃止すべきである。また、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」についても同様に、廃止すべきである。

48. 役員からの借入による貸付債権の評価基準を担税力に見合った評価になるよう新たな基準を設けること（継続）

被相続人が株主であった法人に対して自ら貸し付けた債権は、相続財産として原則元本により評価される。社歴等の長い中小企業においては役員からの借入金が高額になり、実質的に回収不能である場合が多い。債権の回収不能部分に相続税を課税することは、時価評価を規定している相続税法第 22 条に違反する。

従って、担税力に見合った客観的な評価基準を明確に定めるべきである。

49. 相続時精算課税に係る土地又は建物が災害を受けた場合の価額の特例について、対象資産に災害によって一定の被害を受けたすべての資産を含めること（継続）（措法 70 の 3 の 3）

令和 5 年度税制改正により、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、災害により一定の被害を受けた場合には贈与時の価額から被災価額を控除することができることになった。これに関して、対象資産が土地又は建物に限定されているが、保有資産の担税力が失われていることに変わりはないことから、対象資産として災害によって一定の被害を受けたすべての資産を含めるべきである。

50. 未成年者控除の対象年齢の引上げを行うこと（継続）（相法 19 の 3）

未成年者控除は、「子供が自立し得るまでに必要とする養育費を、相続財産から負担させるべきものとして、未成年者の取得する財産の価額から優先的に控除を認める」ために設けられた制度である。

令和4年4月1日の成人年齢引下げにより、未成年者控除の対象年齢は、20歳から18歳に引き下げられた。しかし、18歳、19歳を取り巻く経済環境は変わることなく、大学進学率が50%を超える現在において、依然として養育される立場にあり、相続により財産を取得した者が、養育費を相続財産から負担することはごく自然な成り行きである。

従って、民法上の成人年齢にかかわらず、未成年者控除は20歳に達するまで認められるべきである。

51. 生前贈与加算対象財産からも債務控除を可能にすること（継続・一部修正）（相法 13）

相続税法第13条では、債務及び葬式費用（以下「債務等」という。）は、相続又は遺贈により取得した財産（以下「相続等により取得した財産」という。）から控除すると定めているため、債務等の額が相続等により取得した財産の額より多額である場合の当該控除不足額を、生前贈与加算対象財産から控除することができない。

しかし、担税力の観点からは、相続等により取得した財産と生前贈与加算対象財産に違いはなく、異なる扱いとすることに合理的理由はない。

従って、生前贈与加算対象財産の扱いは、相続等により取得した財産と同じとすべきであり、相続税法第13条の文中の「課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から」とあるのを、「課税価格に算入すべき価額は、当該財産（相続税法第19条の規定により課税価額に加算された贈与財産を含む。）の価額から」と改正すべきである。なお、相続税法基本通達19-5（債務の通算）は廃止すること。

【地方税】

52. 個人住民税の基礎控除額を所得税と同一にすること（継続）

（地方法 34、314 の 2）

所得税と個人住民税は、いずれも同一の所得を課税対象としており、所得税の申告が事実上、個人住民税申告の基礎となっているが、住民税を計算する上での基礎控除額は所得税の基礎控除額よりさらに低い水準となっている。

課税最低限非課税という憲法上の見地から、両者の基礎控除額は一致させるべきである。

53. 個人事業税はすべての事業を課税客体とすること（継続・一部修正）（地方法 72 の 2）

個人事業税の課税客体は、第一種事業から第三種事業が法定列挙されている。プロスポーツ選手など事業性があるにもかかわらず法定列挙されていないため特定の事業には課税されていない。また、YouTuber など職業の多様化などに伴い課税対象事業の認定に困難を極めている実態がある。さらに、社会保険診療報酬に係る所得については課税除外されているなど課税の公平性が損なわれている。

事業税は、事業活動を行うに伴い地方自治体の各種サービスを受益しているため、課税標準は事業の所得であるものの、事業に課税する収益税とされている。事業活動を通じて地方自治体の各種サービスを享受する事業については事業を特定する必要はない。

従って、事業税の課税客体は法定列举するのではなく、すべての事業を課税客体とし、特定の事業を課税除外すべきでない。

54. 事業所税を廃止すること（継続・一部修正）（地方法 701 の 30）

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために指定都市等のみが徴収できる地方税である。しかし、事業所税の現行の制度は現代の事業形態や経済活動の実態にそぐわない点が多い。例えば、事業所税は事業所の面積を基準として税額を算出しているが、現代の多様化した事業形態、特に IT 業やサービス業など、物理的な面積に依存しない事業活動が増加している中、この基準は事業の実態を反映しておらず、不公平感を生じさせている。面積に基づいた課税は、実際の収益や事業規模を正確に反映しないため、合理的ではない。

さらに、事業所税は、事業活動と行政サービスとの受益関係に着目し課税されているといわれるが、住民税均等割額、固定資産税などの市税や事業税をはじめとする他の都道府県民税と二重課税になっているとの指摘がある。

これらのことを考慮して、事業所税は廃止すべきである。

55. 個人住民税に関しても、所得税と同様に少額所得を申告不要とする制度を創設すること（継続）

所得税においては、従前より給与所得者について、給与以外の所得が一定額以下の者を申告不要とする制度が設けられている。また、平成 23 年分の所得税から公的年金収入者にも、少額所得申告不要制度が導入された。しかし、所得税について申告書を提出しなかった者についても、個人住民税について申告書の提出が必要になる場合がある。

従って、個人住民税の課税に際しては、その大半を所得税の情報を基礎としている以上、このような取扱いの相違による納税者の混乱の防止、事務負担の軽減などの観点から個人住民税においても所得税と同様に少額所得を申告不要とする制度を創設すべきである。

56. 法人事業税及び法人住民税についても、中小法人に対する欠損金の繰戻し還付を認めること（継続）

国税において欠損金の繰戻し還付の適用を受けた場合であっても、地方税においては、その適用を受けることができない。すなわち、法人事業税は欠損金の繰越控除、法人住民税は翌期以降での税額控除となり、不測の事態により多大な損失を被った場合であっても、既に

納付済となった地方税を繰戻すすべきではない。中小法人の脆弱な財務基盤を鑑みれば、これを認めるべきである。

57. 所得税額控除の適用を受けなかった所得税等について、法人事業税においても損金算入を認めること（継続）（地方令 21 の 2 の 2）

所得税額控除の適用を受けなかった所得税等について、法人税においては損金算入が認められるところ、法人事業税においては損金算入が認められていない。税制は、公平・中立・簡素であるべきところ、この扱いを異にする合理的かつ明確な理由は見受けられない。従って、法人事業税についても損金算入を認めるべきである。

58. 償却資産に係る固定資産税における免税点方式の変更及び課税対象を見直すこと（継続）（地方法 341、342、349 の 2、351、394、地方令 49）

国税においては、経済の発展を図るため、設備投資の促進を目的とする多くの税制支援措置が取られている。一方、償却資産に係る固定資産税（以下、「償却資産税」という）については、平成 28 年度税制改正において中小法人等が取得した一定の機械装置に係る償却資産税について減税措置が導入されたものの、十分な措置とはいえない状況である。現行の免税点方式では、課税標準 150 万円未満の事業者についてのみ償却資産税が課されない結果となっているため、公平性の観点から控除方式に変更した上で、その年の課税標準から控除できる金額を現在の免税点の金額よりも引き上げるべきである。

また、租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 で定めている 30 万円未満の少額資産については、法人税及び所得税で費用化を認めているにもかかわらず償却資産税については課税対象とされているため、実務上の処理が非常に煩雑なものとなっている。従って、租税特別措置法により 30 万円未満の少額資産の適用を受けた資産については、償却資産税の課税対象外とすべきである。

59. 個人事業税における事業主控除の金額を引き上げること（新規）（地方法 72 の 49 の 14）

近年の物価高騰を踏まえ、個人事業税における事業主控除の改正が急務である。現行の 290 万円という控除額は平成 11 年以来据え置かれており、経済状況の変化に対応していない。物価上昇により、事業主の実質的な負担が増加しているため、控除額の引上げが必要である。小規模事業者の経営を支援し、最低生活費を保障するという事業主控除の本来の趣旨を維持するためには、景気動向を反映した見直しが重要である。

そのため、現在の物価高に対応した事業主控除の金額とすべきである。

60. 償却資産税の計算において個人事業者が所有する事業用資産については、事業供用割合等に乗じた後の金額を課税標準額とすること（新規）（地方法 341①四）

地方税法第 341 条において、償却資産は、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいう。」と定められている。

しかし、事業用だけでなく家事用にも使用する固定資産において、事業供用割合を乗じる規定がないことから、所得税法上の必要経費に算入されないにもかかわらず、その全額が取得価格として、償却資産の申告を行う必要がある。個人事業者の償却資産の申告については、事業供用割合等を用いて家事用部分の課税ベースを調整するべきである。

【国税通則法・納税環境整備】

61. 「任意調査」においては例外なく書面で事前通知を行うこととすること（継続・一部修正）（通法 74 の 9、74 の 10）

平成 23 年度の国税通則法改正により、税務調査の際には原則として事前通知が行われることになったが、例外として課税庁の裁量により事前通知を行わないことができる取扱いが既存の内部通達（平 13. 3. 27「税務調査の際の事前通知について（事務運営指針）」）を踏襲する形でそのまま法令化され、その例外事由については具体例を通達に記載することとされている。

しかし、犯則事件に係る質問・検査・領置権等の行使（いわゆる強制調査）とは異なり、質問・検査権の行使（いわゆる任意調査）は、法令上もわざわざ「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と釘を刺しているように、法令違反の取り締まりが目的ではなく、あくまでも納税者の申告内容等が正しいものであるかどうかの確認をするために行われるものである。

このことから、脱税等の嫌疑があるのであれば、犯則調査手続きによる強制調査をすればよいのであって、それ以外の任意調査の場合は、例外なく書面で事前通知を行うことに改正すべきである。また、納税者の権利を不当に侵害しないよう、代理人の選任及び立会を求める権利、及びその権利に関する教示を受ける権利を納税者に付与することを法律に明記し、その告知に関する手続を整備すべきである。

62. 調査終了時に修正申告等の勧奨を行うことができることとする規定を削除すること（継続）（通法 74 の 11）

調査終了時に更正決定等をすべきと認める場合には、税務職員は修正申告又は期限後申

告の勧奨を行うことができるとされている。

しかし、納税者の不服申立ての機会を不当に奪うことになりかねない修正申告等については、たとえその得失について説明がされたとしても、税務職員が勧奨するようなことはあってはならない。むしろ、申告納税制度の下では、修正申告等をするか、更正決定等の手続きを選ぶかは、納税者が自主的に判断すべきものであり、税務職員はその選択を特定の方向に仕向けるような行為をすべきではなく、あくまで判断に資する情報を提供するにとどめるべきである。

従って、調査終了に修正申告等の勧奨を行うことができるとする規定を削除すべきである。

63. 租税救済制度の検討と整備をすること（継続・一部修正）（通法 75～116）

租税に関する権利救済機関は、その組織、人事、その他納税者の権利救済に影響を与えるあらゆる関係において、租税行政庁からは完全に独立した存在でなければならない。従って、第三者性を確立するため、以下の項目を要望する。

（１）国税不服審判所の組織のあり方について

国税不服審判所については行政型の裁判外紛争解決手続き（ADR）であり、第三者性の確立について一定の制約はあるものの、あくまでも主権者たる納税者の権利救済のための機関であるため、以下の諸点につき要望する。

- ① 国税不服審判所を内閣府直轄の組織とすること。
- ② 少額審理部門や特定の問題に特化した専門審理部門の設置など、国税不服審判所の機能を規模・目的に応じて細分化・専門化すること。

（２）国税不服審判所の人事のあり方について

- ① 国税通則法第 78 条（国税庁長官による審判所長の任命）の規定の改組し、任命権者を内閣総理大臣とすること。
- ② 国税不服審判所から税務行政機関へ着任する場合は一定の期間制限を設けること。
- ③ 国税不服審判官について税理士や法曹の公募任用をさらに拡大し、常勤以外にも非常勤審判官の登用を拡大すること。
- ④ 審判官の人材育成促進のための措置を講ずること。

（３）訴訟機関の組織・人事のあり方について

租税訴訟における裁判所調査官制度（裁判所法第 57 条）は、裁判の公正を損なう恐れがあるため廃止すること。

64. 国税犯則取締法と国税通則法は別の法律とすること（継続）

国税通則法は国税に関する手続きを一つの法律にまとめ、国税に関する基本的、共通的な

事項を手続法としての基本法として定められた法律であり、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資すること」を目的とする。一方、国税犯則取締法は犯則調査手続きとして、脱税事件を検察官に告発して刑事訴追を求めることを主たる目的として定められた法律であり、強制調査の根拠法である。これらの法律は立法の目的が全く異なる。

課税調査と犯則調査を同一の法律に規定することによって一覧性が高まり、納税者にとっても分かりやすい法体系となるために、国税犯則取締法を国税通則法に編入したと説明されている。しかし、犯則調査と適正な課税を行うための課税調査とは対象となる調査や性質に違いがあるにもかかわらず、課税庁の捜査権限を強化した上で国税通則法に編入し、これらを同一の法律にすることは、国民にとって、分かりにくくなるうえ、強制調査と任意調査の境があいまいになるだけでなく、国税通則法が納税者の権利利益の保障よりも課税庁の権限を優先したものとなったといえる。

従って、国税犯則取締法と国税通則法は別の法律にすべきである。

65. 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業者を加えること（新規） （番号法 39）

個人番号は、社会保障、税、災害対策の3分野に限定して行政機関において個人を特定するために利用されているが、一般には公開されていない。一方、法人番号は、個人番号と違い、基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）が公開され、プライバシー保護など利用範囲に制約がなく誰でも自由に利用することができる。

両番号は本来、利用目的や範囲に違いがあるにも関わらず、個人の場合には、事業上の要請にも個人番号を利用しなければならず、個人情報漏洩リスクが排除できない以上、プライバシー保護の観点から問題がある。従って、個人事業者のうち、適格請求書発行事業者については、登録番号を利用し法人番号（登録番号のTを除いた13桁の番号）を指定することとし、それ以外の個人事業者については、届出により法人番号の指定を受けられるようにすべきである。

【共通事項・その他】

66. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること（継続）

一定の個人医院を営む医師等又は医療法人については、概算経費率を用いる「社会保険診療報酬の所得計算の特例制度」が設けられているが、これは国民皆保険制度の定着のための政治的な判断に税制が配慮したことと端を発して設けられた制度であり、当初の目的は既に達成されているものと考えられる。すでに制度自体、その考え方は社会的経済的素地を失っていると言える。また正確な記帳制度に基づく所得計算が原則であり、課税の公平の見地からもこの特例は廃止すべきである。

67. BEPS行動計画 12「タックスプランニングの義務的開示制度」については、日本の納税者の経済活動の実態を踏まえて、慎重に検討すべきである（継続）

多国籍企業のBEPSに対応するための国際的な行動計画の一つとして、「タックスプランニングの義務的開示制度」が取り上げられた。これは、税務当局による情報収集の拡充や納税者に対する牽制・抑止効果等を目的としたものだが、日本においても、平成29年度の税制改正大綱において、「中期的に取り組むべき事項」として、「BEPSプロジェクト」の最終報告書、諸外国の制度や運営実態及び租税法律主義に基づく我が国の税法体系との関係等を踏まえ、我が国で制度導入の可否を検討する」とされた。また、平成28年度の政府税制調査会では、併せて、一般的租税回避否認規定との関係についても言及されている。

いずれにおいても、日本の納税者の経済活動の実態を踏まえた上で、過度の実務負担とならないようにすべきであり、我が国での制度導入の可否については慎重に検討すべきである。

68. ふるさと納税を廃止すること（継続）（所法78、地方法37の2、314の7）

個人住民税は、地方自治体が行う住民に地域の公共サービスに必要な経費を、住民が個人の担税力に応じて広く負担するものである。

ところが、ふるさと納税の現状を見ると、多くの国民が単に返礼品をもらいたいという目的から地方の自治体へ寄附を行うため、返礼品の種類や実質返礼率により、自治体間の税収格差が生じている。また、寄附を受けた自治体も返礼品の費用負担があるため、寄附受領額の約3割が実質的に自治体の税収とならないだけでなく、事務処理やポータルサイト掲載費用など新たな負担を生じせしめている。

このような現状では、国民は個人住民税のそもそもの意義を見失い、寄附や納税と称して単に消費活動を行っているに過ぎず、納税意識を高めることには繋がらない。税収も全体で見ると返礼品や関連コスト分を減殺されてしまうことから、ふるさと納税制度は廃止すべきである。

69. 印紙税を廃止すること（継続・一部修正）（印紙税法）

印紙税は、文書の作成行為の背後にある経済的利益、文書を作成することに伴う取引当事者間の法律関係の安定化という面に担税力を見出して課税している租税である。しかし昨今、電子媒体を利用した商取引の増加やペーパーレス化により電子データで作成したものは課税文書の作成に該当せず印紙税が課税されないため、印紙税を課す根拠が不明確・不合理となっている。

また、電子媒体を利用した商取引化が進む大規模法人と電子媒体の利用が普及していな

い中小零細企業で印紙税の負担に不公平が生じている。

従って、このような不合理を是正するために印紙税を廃止すべきである。

70. e-Tax に接続障害が生じた場合の法整備をすること（継続）

昨今の税制改正において、大法人の電子申告義務化や、65 万円の青色申告特別控除適用要件に電子申告が含まれるなど、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という）による電子申告の推進が行われてきた。

しかし、令和 4 年確定申告期限の前日にアクセスが集中したという理由で e-Tax の接続障害が発生した。このような障害が起こった場合に備えておくべき法整備が行われておらず、国税庁からの発表を待って対応したため、納税者が混乱した。

今後益々我が国において電子化が進む中、納税者が安心して利用できる制度を構築する必要がある。従って、e-Tax に接続障害が生じた場合には、申告書・申請書・届出書の提出期限を即日に関一律延長とするよう、有事の際の規定の法整備をすべきである。

また申告期限を遵守する対応をした納税者が不利な扱いを受けぬよう、やむを得ず電子申告ができなかった場合の宥恕規定を設けるべきである。

71. 社会保障・税番号制度の利用には慎重を期すこと（継続）（番号法）

平成 28 年 1 月より運用が開始された社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）については、事業者に対して従業員や支払調書対象者からの番号取得とともに、厳格な本人確認及び厳重な安全管理措置義務などの過大な負担を押し付ける運用となっている。

マイナンバー制度については、国民へのメリットはいまだ限定的であり、他方事業者には、番号管理義務などの過大な負担を強いている。このような制度設計自体を見直し、先ず、国民が安心して利用できる環境を整える必要がある。また、事業者に対しては、現在のような厳重な管理義務を課す必要のない制度に改めるなどの対策を行う必要がある。

このような環境が整うまではその利用及び利用範囲の拡大については慎重にすべきである。

令和 8 年度税制改正に関する要望書

全国青年税理士連盟 法対策部

法対策部長 安藤 克哉（東京青年税理士連盟・東京税理士会所属）

税制対策委員長 澤井 貴介（東京青年税理士連盟・中国税理士会所属）

法対策部部員一同

全国青年税理士連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8 代々木第 10 下田ビル 7F

電話 03-3354-4162 FAX 03-3354-4095
